平成２７年（フ）第１４号
群馬県利根郡片品村大字戸倉319番地
破産者　笠科観光株式会社
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第１１５９号
千葉県習志野市谷津３丁目13番８―206号
破産者　株式会社作田建設
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８３号
千葉県市川市原木１丁目15番24―403号（市川グリーンタウン福治）
破産者　小林　高子
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
千葉県市川市新田４丁目16番12―118号（市川ファミリーマンション）
破産者　眞坂　佳宏
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
千葉県香取市沢2611番地２　斉田寮102号
破産者　菅佐原英次
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第２１９４号
横浜市中区山下町162番地１
破産者　システムテクニカル株式会社
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２７号
川崎市高津区野川3619番地12
破産者　有限会社隼人商事
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３号
川崎市中原区木月１丁目29番34号ボヌール元住吉３―Ｂ
破産者　株式会社ダイレクトプロ
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
名古屋市中村区太閤通９丁目９番地
破産者　株式会社グッドホーム
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８０２号
最後の住所　愛知県海部郡大治町大字三本木字堅田122番地　レオパレスミレー103号
破産者　亡中華料理とんとんこと　相羽靖司相続財産
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目４番32号　グレースライフＡ棟102、破産手続開始決定時の住所松江市春日町528番地１　スタンス205
破産者　上田　勝士
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６６号
東京都八王子市椚田町313番地１レーベンスクエアリマインドヒルズ409号
破産者　山本　秀樹
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９１５号
東京都府中市小柳町５丁目22番地の７堀江コーポラス２号棟201、破産手続開始決定時の住所東京都府中市南町２丁目24番地の13
破産者　木目田芳子
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９８１号
東京都府中市緑町１丁目25番地の２サンマーシュ101
破産者　中谷　篤史
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０４７号
東京都三鷹市野崎４丁目３番44号
破産者　株式会社ユウシステム
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
富山県下新川郡入善町古黒部3646番地、開始決定時の住所富山県下新川郡入善町古黒部425番地
破産者　有限会社谷建設
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第３５４号
静岡県沼津市西条町81番地
破産者　株式会社ＦＡＺＡＤＥ
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
最後の住所　静岡県田方郡函南町塚本186番地の１　アーバンシティ函南弐番館403
破産者　亡居山郁子相続財産
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
静岡県御前崎市池新田3239番地の１
破産者　株式会社太平洋不動産
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
三重県鳥羽市菅島町380番地
破産者　有限会社別館村田家
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
名古屋市北区清水５丁目36番３号、前住所三重県鳥羽市菅島町37番地
破産者　村田　格士
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係